

八戸市ふるさと寄附金返礼品募集要領

1. 趣旨

八戸市ふるさと寄附金（平成31年総務省告示第179号（以下「告示」という。）に規定する「ふるさと納税制度」に係る八戸市に対する寄附金をいう。以下「ふるさと寄附金」という。）の推進を図るため、ふるさと寄附金の寄附者（以下「寄附者」という。）へお礼の品として進呈する商品又はサービス（以下「返礼品」という。）及び返礼品を提供する事業者（以下「提供事業者」という。）を募集します。

2. 募集要件

返礼品及び提供事業者は、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 返礼品 次のアからカまで（食品（食品表示法（平成25年法律第70号。以下同じ。）第2条第1項に規定する食品をいう。以下同じ。）を返礼品とするときは、次のアからキまで）の全ての要件を満たすもの。

ア 告示第5条各号に定める基準（以下「地場産品基準」という。詳細は、別紙1のとおり。）のいずれかを満たすもの又はそれらを組み合わせたものであること。

イ 「ふるさと八戸」を懐かしむことができるものや八戸市のPRにつながるものであること。

ウ 市がふるさと寄附金の推進に関する業務を委託する者（以下「市委託業者」という。）からの返礼品の発注時に定める期限内に発送又は利用案内が可能なものであること。

エ 品質及び数量の面において、安定した供給が可能なものであること。ただし、提供する期間又は数量を限定するものについては、その範囲内において安定した供給が可能なものであること。

オ 商品又はサービスに応じた関係法令を遵守したものであること。

カ 提供事業者と商品の製造者又はサービスを行う者が異なるときは、当該提供事業者が返礼品を登録することについて、当該製造者又はサービスを行う者の同意を得たものであること。

キ 返礼品到着後5日以上賞味期限が保証されるもの（生鮮食品については、通常の配送日数を考慮して消費期限等の安全に摂取できる期間内の引渡し可能なもの）であること。

- (2) 提供事業者 次のアからウまで（食品を返礼品とするときは、次のアからカまで）の全ての要件を満たす法人又は個人

ア 八戸市に納付すべき地方税（住所地（法人にあつては提供事業者として登録しようとする本店、支店又は営業所その他の事業所の所在地、個人にあつては居住する住所をいう。以下同じ。）が八戸市外である者にあつては、国税）の滞納がない者であること。

イ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

ウ 商品又はサービスの取扱いに必要なある資格又は要件を満たす者であること。

エ 食品の産地名を適正に表示すること。

オ 産地名の適正な表示を確保するため、市が必要と認めるときは、市が行う調査（実地調査を含む。）に応じること。

カ 地場産品基準及び食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類を整備及び保存すること。

3. 返礼品の発送及び市委託業者への請求

- (1) 市委託業者が随時返礼品を発注しますので、提供事業者はその指示に従ってください。

- (2) 返礼品（返礼品と交換するチケット等を含む。）の発送後（サービスを提供する返礼品については、サービスの提供後）、提供事業者は当該返礼品の提供に係る商品代又はサービス代、梱包代、配送業者へ支払った送料及び消費税を速やかに市委託業者へ請求してください。

4. 提供事業者の特典

- (1) インターネット上のふるさと寄附金受付サイトに、返礼品の画像、商品名及び企業名等が掲載されます。
- (2) 返礼品発送時にパンフレット等を同封することができ、自社商品のPRが可能です。

5. 応募方法（返礼品登録までの流れ）

(1) 市委託業者への連絡

新たな返礼品の登録を希望する法人又は個人（以下「申込者」という。）は、市委託業者に相談してください。

(2) 市委託業者と市による確認

申込者からの相談内容について、市委託業者と市で返礼品としての登録可否を確認し、市委託業者から申込者へその結果をお知らせします。

(3) 申込書類の提出

市委託業者から登録可と連絡があったものについて、申込者は、次のアからエまで（登録決定済みの返礼品がある提供事業者が返礼品を追加登録するときは、ウ及びエ）の全ての申込書類を市に提出してください。なお、複数の商品又はサービスを組み合わせるときにおける申込書類ウ及びエについては、組み合わせるものごとに提出してください。

ア 八戸市ふるさと寄附金返礼品提供事業者登録申込書（第1号様式）

イ 国税の滞納がない旨の証明書（住所地が八戸市外の申込者のみ）

ウ 八戸市ふるさと寄附金返礼品登録申込（変更詳細）書（第2号様式）

エ 商品又はサービスに関する説明を補完する次の内容が分かる画像又は資料

1) 商品の外観又はサービスのイメージ

2) 食品表示法第4条第1項の規定に基づく食品表示基準により表示することとされている事項（食品の商品のみ）

(4) 総務省の審査

市は、申込内容について改めて募集要件に照らして総合的に登録可否を判断の上、登録可と判断したものについて登録申込みを受理し、地場産品基準適否に係る総務省の審査を受けます。

(5) 登録可否の決定

市は、総務省の審査終了後、審査内容を踏まえて登録可否を決定し、「八戸市ふるさと寄附金返礼品登録（不登録）決定通知書」（第3号様式）により申込者へ決定内容を通知します。

6. 登録内容の変更等

(1) 提供事業者の内容変更

提供事業者は、提供事業者の内容に変更があるときは、「八戸市ふるさと寄附金返礼品提供事業者変更届出書」（第4号様式）を市に提出してください。

(2) 返礼品の内容変更

ア 変更申出

提供事業者は、返礼品の内容を変更しようとするときは、事前に市委託業者へ報告した上で、

次の全ての書類を市に提出してください。なお、複数の返礼品を組み合わせたものに係る書類2)及び3)については、組み合わせたものごとに提出してください。

- 1) 八戸市ふるさと寄附金返礼品変更申出書（第5号様式）
- 2) 八戸市ふるさと寄附金返礼品登録申込（変更詳細）書
- 3) 商品又はサービスに関する説明を補完する次の内容が分かる画像又は資料（変更内容に応じて適宜）
 - ア 商品の外観又はサービスのイメージ
 - イ 食品表示法第4条第1項の規定に基づく食品表示基準により表示することとされている事項（食品の商品のみ）

イ 変更の承認又は不承認

市は、返礼品の内容の変更可否を判断し、「八戸市ふるさと寄附金返礼品変更承認（不承認）書」（第6号様式）により提供事業者へ通知します。

(3) 返礼品の辞退

ア 辞退申出

提供事業者は、返礼品の提供を辞退しようとするときは、事前に市委託業者へ報告した上で、「八戸市ふるさと寄附金返礼品辞退申出（承認）書」（第7号様式）を提出してください。

イ 辞退承認

市は、返礼品の提供の辞退を認めたときは、八戸市ふるさと寄附金返礼品辞退申出（承認）書にその旨を記載して提供事業者へ通知します。

7. 返礼品の登録取消

(1) 取消要件

市は、返礼品又は提供事業者が次のア又はイに該当するときは、それぞれア又はイに応じた返礼品の登録を取り消すものとします。

ア 返礼品が本要領に定める募集要件に適合しなくなったとき 当該適合しなくなった返礼品

イ 提供事業者が次のいずれかに該当するとき 当該提供事業者が提供する全ての返礼品

- 1) 返礼品又は提供事業者に係る申込内容に虚偽又は不正があったとき
- 2) 本要領に定める募集要件に適合しなくなったとき
- 3) 市、市委託業者又は寄附者に対して損害を及ぼす行為があったとき
- 4) 市の信用を失墜させる不誠実な対応があったとき
- 5) その他本要領に定める事項を遵守しなかったとき

(2) 取消の通知

市は、返礼品の登録を取り消したときは、「八戸市ふるさと寄附金返礼品登録取消通知書」（第8号様式）により提供事業者へ通知します。

8. 返礼品等を強調した宣伝広告の禁止

提供事業者は、告示第2条第1号ハに規定する「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」（詳細は、別紙2のとおり。）を行わないでください。

9. 個人情報の保護

提供事業者は、市委託業者から提供される個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年八戸市条例第

8号)を遵守することとし、返礼品の送付及び寄附者からの問合せ等の対応以外の目的への使用のほか、第三者への提供もしないでください。

10. 問題等への対応

提供事業者は、自らが提供する返礼品に関して次の問題等が発生したときは、速やかに市委託業者へ報告するものとし、自らの責めに帰すべき事由の有無にかかわらず真摯に対応し、また、適正な返礼品を改めて提供するなど、当該問題等の解決に努めるものとします。なお、これらの対応について、市及び市委託業者は一切費用を負担せず、また、責任を負いません。

- (1) 誤った商品又はサービス（産地、原材料及び原材料の産地等、商品又はサービスの詳細が異なるものを含む。）の提供
- (2) 品質不良（原材料の品質不良又は品質不良の可能性を含む。）
- (3) 品質その他の返礼品の内容に関する寄附者からの意見又は苦情
- (4) 取扱終了などによるふるさと寄附金受付後の提供不可
- (5) 発送遅延又は配送事故

11. 違約金及び損害賠償

提供事業者は、市に対して損害を及ぼす行為があったときの賠償のほか、10(1)～(5)に定める問題等への対応を含め、適正な返礼品の提供が履行できないときの違約金の支払及び損害の賠償の義務が生じることを承諾するものとします。

12. その他留意事項

- (1) 返礼品の辞退又は登録取消しにより、登録決定済みの返礼品が全てなくなった者は、提供事業者でなくなるものとします。
- (2) 9に定める個人情報の取扱いについては、提供事業者でなくなった後も同様です。

13. 問合せ先

- (1) 返礼品登録に関する相談窓口

一般財団法人VISITはちのへ（市委託業者）

〒039-1102 八戸市一番町一丁目9番地22

電話：0178-70-1110・ファックス：0178-80-7348

電子メール：kifukin@visithachinohe.or.jp

- (2) 本要領に関する問合せ先及び登録申込み等書類提出先

八戸市 総合政策部 広報統計課 シティプロモーション推進室

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

電話：0178-43-2319・ファックス：0178-47-1485

電子メール：furusatotax@city.hachinohe.aomori.jp

地場産品基準について

平成31年総務省告示第179号（令和 6 年 6 月28日最終改正）抜粋

（法第37条の 2 第 2 項第 3 号及び第314条の 7 第 2 項第 3 号の総務大臣が定める基準）

第 5 条（略）

- (1) 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- (2) 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- (3) 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
 - イ 食肉の熟成又は玄米の精白当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの
 - ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- (4) 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第 8 号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- (5) 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- (6) 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の 7 割以上であること。
- (7) 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- (7) の 2 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
- (7) の 3 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき 1 人当たり 5 万円を超えないもの
 - ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 2 条第 1 項の特定非常災害発生日から起算して 1 年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）
- (7) の 4 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

(8) 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

(9) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告について

令和 6 年 7 月 16 日付け総税市第 71 号別紙より抜粋

問 2 「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」（告示第 2 条第 1 号ハ）とは具体的にどのような宣伝広告が該当するのか。

- 「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」としては、ふるさと納税の募集に際して、新聞やテレビ、インターネット等の各種広告媒体に返礼品等を強調して掲載しているような場合や、返礼品等の情報が大部分を占めるパンフレットを作成し、不特定多数の者にこれを配布する場合等がこれに該当する。
- また、ポータルサイト運営事業者、地方団体から委託を受けてふるさと納税に関する様々な事務を行う事業者（いわゆる中間事業者）及び返礼品取扱事業者等が、独自にこれらの宣伝広告を行う場合、告示第 2 条第 1 号ハの「（当該地方団体と第一号寄附金の募集に関し契約を行った者及び当該地方団体の返礼品等を取り扱う者が行う）宣伝広告に該当する。
そのため、地方団体においては、自団体の提供する返礼品等が当該事業者等による宣伝広告において強調されていないか確認するとともに、当該事業者等との契約等においてそのような宣伝広告を行わない旨の規定を盛り込むなど、必要な措置を講ずること。
- 告示第 2 条第 1 号ハは、宣伝広告について規定したものであり、ポータルサイト上において、通常の情報提供を行うことは、これに該当しないが、告示第 2 条第 1 号ニの「情報提供」に該当するので、寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現は行わないこと。（問 5 参照）

問 3 ふるさと納税の募集に際して、新聞等の各種広告媒体に返礼品等の情報を掲載することは、すべて「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」（告示第 2 条第 1 号ハ）に該当するのか。

- 新聞等の各種広告媒体において、例えば、ふるさと納税の使途等を紹介してふるさとへの支援を呼び掛ける目的や、移住・定住を促す目的、あるいはシティープロモーション等の目的で広告を掲載する場合に、付随的に返礼品等の情報を掲載するといったものは許容される。
- 「返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」に該当しない限り、宣伝広告を行う場合に、どの広告媒体を使うかについては、地方団体の自主的な判断に委ねられる。